	検定料収益	−102,733,500		
	受託研究等収益	−34,008,327		
	受託事業等収益	−43,199,763		
	寄附金収益	−149,702,962		
	資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	−101,304,725		
	資産見返寄附金戻入	−45,710,004		
	財務収益	−838,485		
	雑益	−132,286,850		
	臨時利益	−325,502	−3,252,055,047	
	業務費用合計			6,072,534,109
Ⅱ	損益外減価償却相当額			793,306,214
Ⅲ	損益外減損損失相当額			0
Ⅳ	損益外利息費用相当額			404,381
Ⅴ	損益外除売却差額相当額			753,526
Ⅵ	引当外賞与増加見積額			−31,009,064
Ⅶ	引当外退職給付増加見積額			−173,343,256
Ⅷ	機会費用			
	国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		15,538,745	
	政府出資の機会費用		687,962,355	703,501,100
Ⅸ	（控除）国庫納付額			0
Ⅹ	国立大学法人等業務実施コスト			7,366,147,010

注　記　事　項

当事業年度より、国立大学法人会計基準(「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成24年１月25日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成24年３月30日最終改訂))を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益と授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

「国立大学法人大阪教育大学業務達成基準に関する基準」に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～47年
構築物　　10～50年
機械装置　　５～17年
工具器具備品　３～15年

なお、受託研究で購入した資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合による退職給付要支給額から前期末の自己都合による退職給付要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額相当額を控除して計算しております。

なお、当期末現在の自己都合による要支給額は、6,101,398,883円であります。

４．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与増加見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

なお、当事業年度末の引当外賞与見積額は、392,313,293円であります。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法
評価方法　移動平均法

６．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用の計算方法

近隣の賃貸借料を参考にしております。

⑵　政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

７．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の内容

石綿障害予防規則等に基づくアスベスト除去義務です。